

令和4年度【医療・福祉関係の学生対象】奨学金を貸与します

市は、卒業後、市内の医療機関や施設などで医療・福祉などの従事者として、就業を希望する学生に奨学金の貸し付けを行っています。貸付期間に相当する期間、対象職種として従事した場合は、奨学金の返還が免除されます。



対象職種	<ul style="list-style-type: none"> 保健師 看護師 理学療法士 歯科衛生士 精神保健福祉士 	<ul style="list-style-type: none"> 助産師 准看護師 作業療法士 歯科技工士 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士 介護福祉士 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士 幼稚園教諭 保育教諭
募集人数	若干名			
貸付額	毎月5万円			
募集期間	3月15日(火)～4月15日(金)			
申込方法	①申請書・保証人届出書 ②学業成績表 ③学校長推薦書 ④健康診断書 ⑤保証人2人分の所得証明書が必要です ※詳しくは、対象職種ごとの担当課へお問い合わせください			
その他	貸付決定には審査があります			
申し込み・問い合わせ	市地域医療連携推進室 ☎22-0179	市高齢介護福祉課 高齢介護係 ☎22-0178	市子ども課 次世代育成係 ☎22-5121	

60歳以上65歳未満の人対象

国民年金の「任意加入制度」をご存知ですか？

国民年金保険料を納められなかった期間や、免除の期間などがあると、受け取る年金額が少なくなります。このような場合に、年金受給額を増やす手段として、60歳以降も国民年金に加入することができる「任意加入制度」があります。

対象	60歳以上65歳未満の人で納付月数が480月未満の人 ※現在厚生年金に加入している人や、すでに老齢基礎年金を繰り上げ受給している人は申請できません
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 年金手帳など、基礎年金番号のわかるもの ② 通帳またはクレジットカード ※任意加入の際の納付方法は、原則、口座振替またはクレジットカード納付になります ③ 通帳登録印鑑（口座振替を希望する場合のみ）

申し込み・問い合わせ 宮古年金事務所（宮古市太田1-7-12）☎0193-62-1963
市民課 国保年金係 ☎27-8450

うのすまい・トモス3周年記念イベント with ひとつの街



日時 3月26日(土) 11時～14時 ※雨天中止
場所 うのすまい・トモス広場

- 市内外の特産物や飲食物の販売（約20店舗出店予定）
 - 釜石シーウェイブスによるラグビー体験コーナー
 - 郷土芸能の披露や岩手ビッグブルズによるパフォーマンス
- 注目イベントのタイムスケジュール
- 11:00～ ラグビー体験
 - 11:30～ 鶺住居虎舞の披露 1回目
 - 11:50～ 岩手ビッグブルズ チアリーダーによるパフォーマンス
 - 13:00～ 鶺住居虎舞の披露 2回目

※詳細は次のサイトよりご確認ください
※新型コロナウイルスの感染状況により、中止する場合があります



問い合わせ うのすまい・トモス事務局
☎27-5666

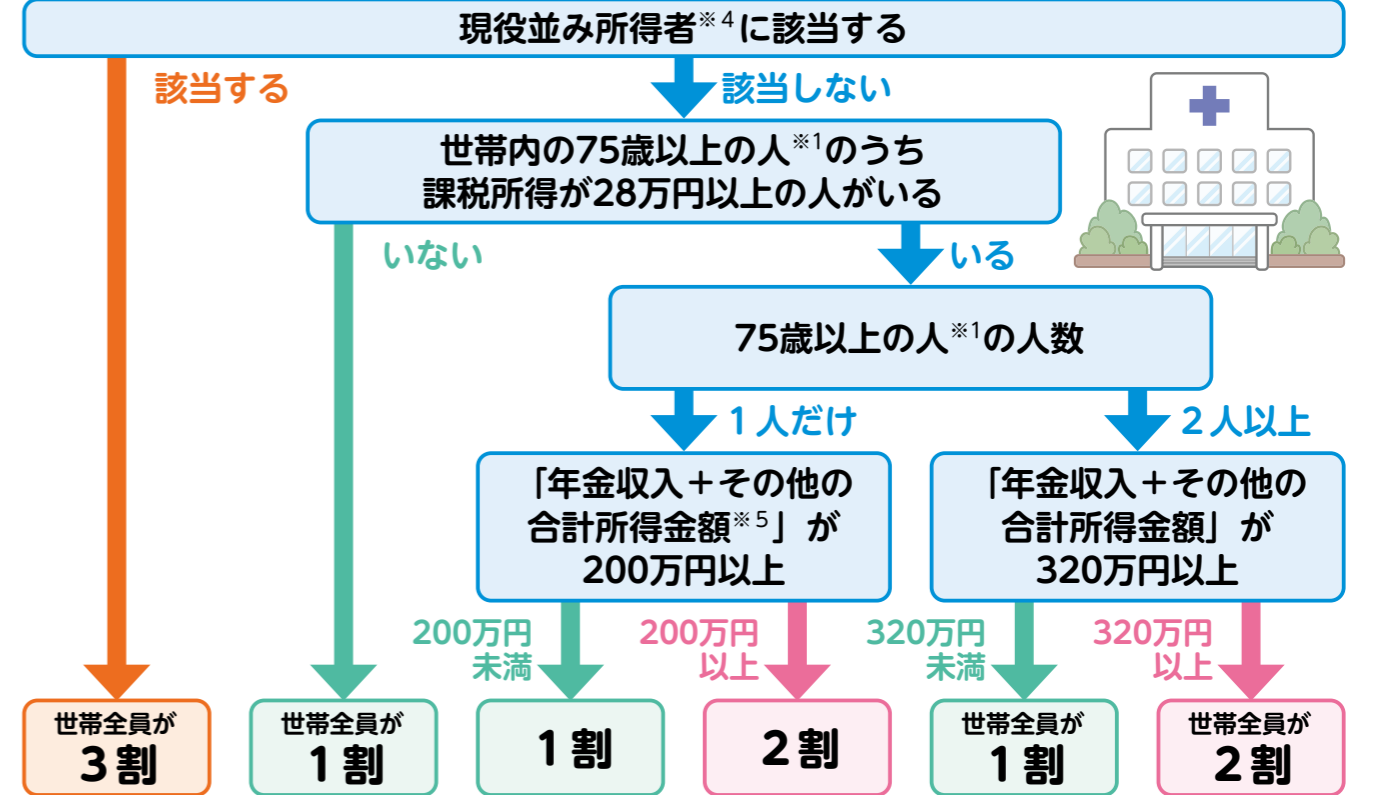
後期高齢者医療制度

75歳以上の人などの医療費の窓口負担割合が変わります

10月1日から、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、一定以上の所得がある人は医療費の窓口負担割合が2割になります。対象は次のフローチャート（令和4年度の課税所得により判定）で当てはまる人で、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の人が該当します。

窓口負担割合の判定

窓口負担割合は、75歳以上の人※1の課税所得※2や年金収入※3をもとに、世帯単位で判定します。
※令和4年度の課税所得を基に判定し、9月頃に被保険者証を送ります



※1 後期高齢者医療の被保険者には75歳以上の人の他、65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた人を含みます
※2 住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた金額)です
※3 遺族年金や障害年金は含みません
※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人
※5 事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた金額

負担を抑える配慮措置があります

10月1日の施行から3年間（2025年9月30日まで）、2割負担対象者の毎月の負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費を除く）

- 同一の医療機関を受診する場合、上限額以上の窓口支払が発生しません
- 複数の医療機関を受診する場合、負担増加額のうち3,000円を超える部分を高額療養費として登録口座へ払い戻します

配慮措置の計算方法

例：1カ月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき①	5,000円
窓口負担割合2割のとき②	10,000円
負担増③（②－①）	5,000円
窓口負担増の上限④	3,000円
払い戻しなど（③－④）	2,000円

配慮措置
1カ月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます

高額療養費の口座を登録していない2割負担の対象者は、10月頃に郵送する申請書で口座の登録をお願いします

問い合わせ 後期高齢者医療制度……………市市民課医療給付係 ☎27-8450 内線229、232
岩手県後期高齢者医療広域連合 ☎019-606-7500
医療費窓口負担割合の見直し……………厚生労働省コールセンター 0120-002-719